

5 港区のまちづくりについて

このような地域の発意によるまちづくりの仕組み等については、「港区まちづくり条例」で定められています。

「港区まちづくり条例」について

「港区まちづくり条例」は、まちづくりマスタープランを区のまちづくりの基本計画として位置づけ、地域の発意によるまちづくりの仕組み等について定めています。

条例のおもな内容

- 人に優しく、良質な都市空間及び居住環境の維持及び創造に資することを目的とします。(第1条)
- 区民等、企業等、区のまちづくりにおける責務を定め、協働によるまちづくりの推進を目指します(第3～5条)
- まちづくりマスタープランを区のまちづくりの基本計画として位置付けます。(第2、6、7条)
- 区民等が主体的に進めるまちづくりの仕組みについて定めます。(第8～12条)
- 地区計画等に関する申出の方法と、地区計画等の案の作成手続、都市計画の決定等の提案の方法について定めます。(第13～15条)
- 区民への居住支援、開発事業者への要請等を位置付けます。(第16～18条)

まちづくりに関する区の計画について

区では、計画的にまちづくりを推進し、良好な街並みや緑豊かな空間の形成を目指して、さまざまな計画を策定しています。

港区まちづくりマスタープラン	： 区のまちづくりに関する基本計画
港区景観計画	： 良好な景観形成を図るための計画
港区緑と水の総合計画	： 緑と水に関する基本計画
港区防災街づくり整備指針	： 災害に強い街づくりを推進するための指針

また、地域特性を生かしたまちづくりの手引きとなる「まちづくりガイドライン」は下記の5地区で策定しています。(令和5年3月現在)

- 新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン
- 六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン
- 田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン
- 青山通り周辺地区まちづくりガイドライン
- 三田・高輪地区まちづくりガイドライン

各資料は区政資料室で閲覧可能です。また、ホームページからもダウンロードできます。

みんなのまちだから、地域 みんなでまちづくり

We develop our community by ourselves.



港区は、地域で進めるまちづくりを応援します！

Minato City supports you in developing your community!



「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり

地域のまちづくりに取り組もう



いつまでも快適に暮らせるまちとなるように

みなさんは自分の住むまちにどんな印象を持っていますか？ どんなところを次世代に残していきたいですか？これからどんなまちにしたいですか？

みんなが抱いている“まちへの想い”はたくさんあります。

そんな“まちへの想い”を形にし、みんながいつまでも快適に暮らせるまちになるように、地域のみなでまちづくりに取り組みませんか？

区は、地域で進めるまちづくりを応援します！

みなさんは「まちづくり」と聞くとどんなイメージを持ちますか？



なんだか
難しそうねえ

不動産屋さんが
大きなビルをつくること？
自分に関係あるかな？



知識がないし…
意識したこともないなあ



こうなったらいいな！
という想いはあるけど
一人じゃできないしなあ



誰が、どうやって
取り組むんだろう？
何をすればいいの？



まちづくりの主体は、地域のみなさんです。
地域に関わる人みんなが連携して取り組みましょう。



まちは、そこに住んでいる人や働いている人、その地域で活動している企業など、そのまちに関わる人みんなで作って、はぐくむことで、魅力が増します。

まちづくりへの取組は、まちに関わる人たちが連携することが必要です。みんなで自分たちのまちについて学び、まちの将来像を考えましょう。そして、その姿の実現に向けて、みんなで行動しましょう。

『まちづくり条例を活用したまちづくり』の制度を紹介します！

目次

- 1 みんなの“まちへの想い” p03
- 2 “まちへの想い”を実現するには p05
- 3 「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり制度の手順 p06
- 4 区からの支援 p10
- 5 港区のまちづくりについて p11





子どもやお年寄りが
安心して暮らせる
コミュニティのあるまちに
なるといいな



実現すると・・・



花を植えたり、
きれいなまちにしたい



にぎわいある
商店街にしたいな



1 みんなの“まちへの想い”



歴史的な雰囲気
いつまでも残る
まちにしたい

実現すると・・・



沿道のデザインが
統一された
美しいまちにしたいな

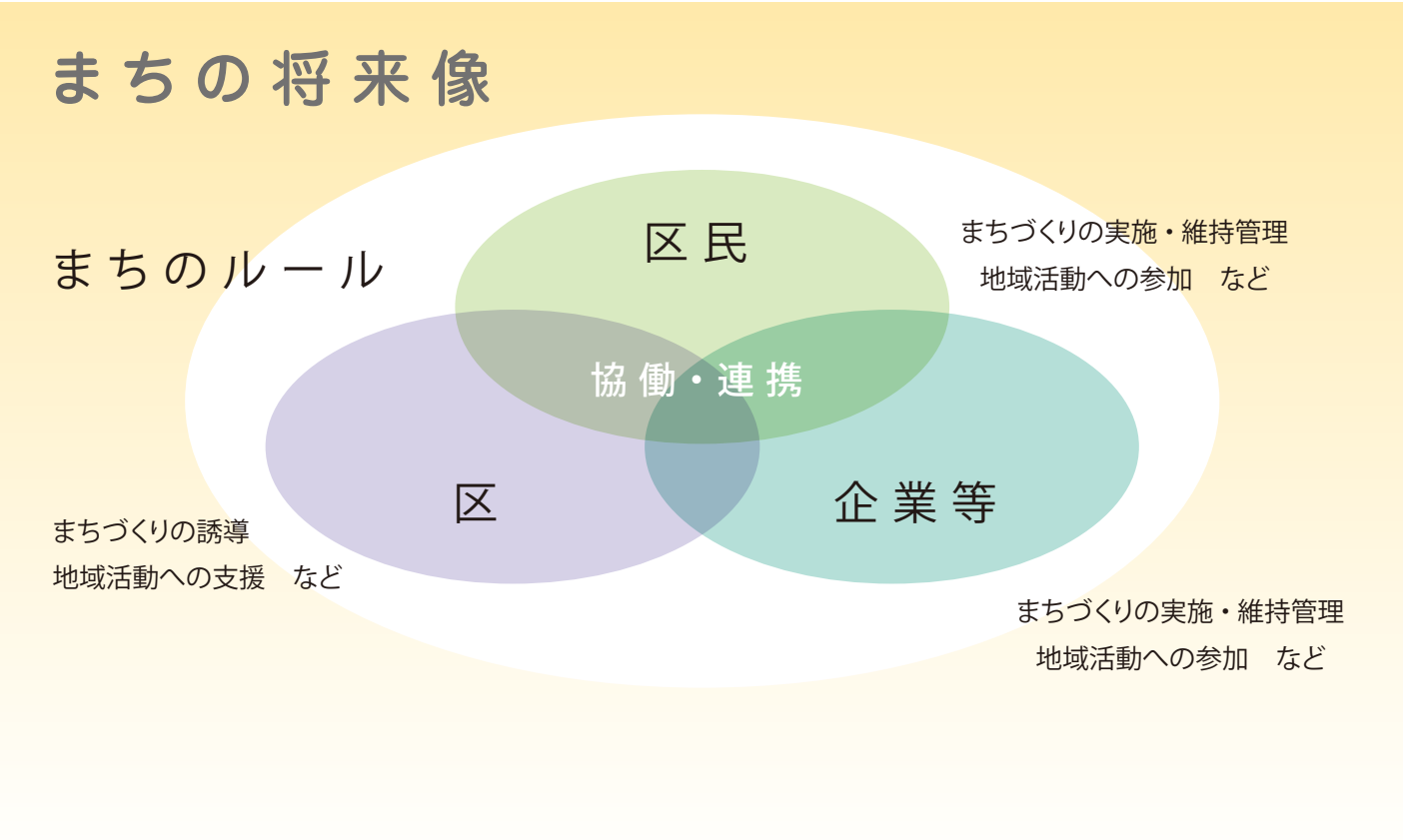
災害に強く、犯罪のない
安全・安心な
まちにしたいな



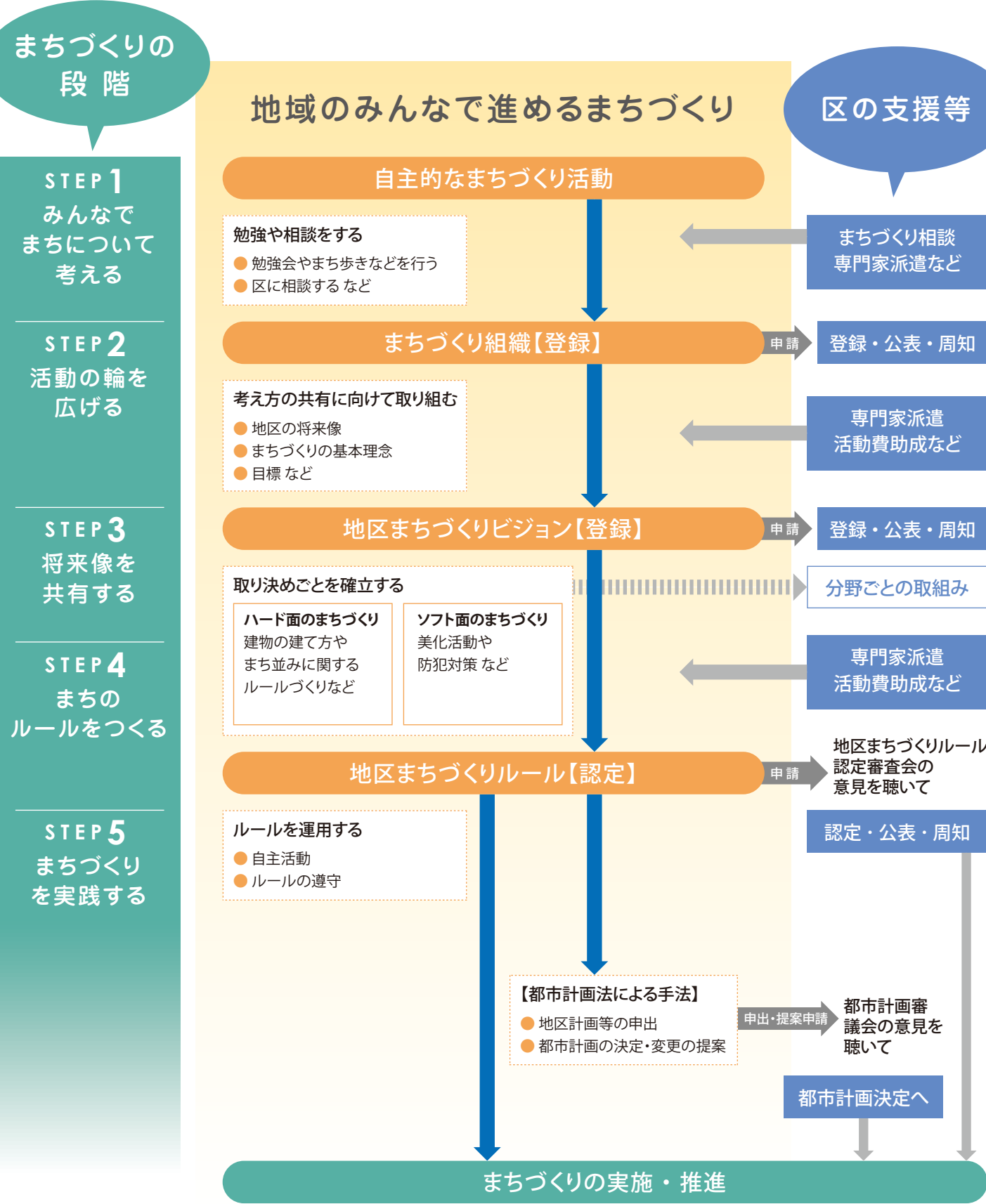
緑が豊かな
まちにしたい



2 “まちへの想い”を実現するには



3 「港区まちづくり条例」を活用したまちづくり制度の手順



STEP 1 みんなでまちについて考える

私たちのまちにはどのような課題があり、どのようなことをすればより良くなるのでしょうか。まちの環境をより良くするために、地域の課題を見つけ、自分たちでやれることから取り組むなど、地域のみなさんが自主的なまちづくり活動を始めようとする段階です。

例えばどんな課題？

「うるおいや安らぎを感じる緑が、もっと地域全体で増えたらいいな」
「道路が狭いし、建物が密集しているから震災が起きたら不安だな」…など

例えばどんな取組？

「地域の人たちとまち歩きをして、課題や魅力を話し合おう」
「まずは、自分の玄関先の緑をきれいに維持管理して、周りにも広げよう」…など



STEP 2 活動の輪を広げる

地域のまちづくりを進めるためには、一緒に取り組む仲間を増やすことが大切です。みんなで様々な意見を出し合い、まちづくりへの知識や関心を深めながら、自分たちのまちについて考えていくために、「まちづくり組織」をつくる段階です。

例えばどんな目的を持った組織が活動しているの？

「緑豊かで良好な住環境を維持しよう」
「災害に強いまちをつくろう」
「気品や落ち着きのある景観をつくろう」…など



まちづくり組織の登録

- 一定の区域内でまちづくりの活動を行う団体を「まちづくり組織」として登録することができます。区は、まちづくり組織の活動を一層支援します。
- 登録したい団体は、区へ申請書と必要書類を提出します。
- 登録の有効期間は3年で、更新が可能です。

※「活動区域が0.1ha以上」「構成員が10人以上（うち区域内の区民の割合が2/3以上）」などの登録要件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。（P10 参照）

STEP 3 将来像を共有する

将来のまちの様子を思い描き、それを実現するために何をしたら良いかを話し合います。まちづくり組織のみなさんが、自分たちの取り組むまちづくりの理念やまちの将来像（「地区まちづくりビジョン」）について意見をまとめ、地域の区民のみなさんと考え方を共有する段階です。

例えば
こんなビジョンが
登録されています

都市機能と調和しながら人と環境を尊重したまちづくり

- 住民が仲良く安心して暮らせるまちづくり
- 地区住民の生活利便性の向上を目指すまちづくり
- 坂道などの特長を活かした誇りのもてる景観づくり
- 快適な道路・交通体系のあるまちづくり
- 災害・犯罪に強いまちづくり
- 住民にやさしいみどり豊かなまちづくり
- 周辺のまちづくり先行地区と連担し、地域の魅力を高める「受け皿」となるまちづくり（「六本木三丁目東地区まちづくりビジョン」より）

まちの賑わいと、安心して住みつづけ、働ける環境が共存するまち

- まちの発展の中で、快適な住環境と就業環境が維持できるまち
- まちを利用する全ての歩行者にとって快適で安全な空間
- 賑わいづくりと地域に根ざした活動がいきるまち
- 災害への耐力と非常時への対応力を高めた災害に強いまち（「白金高輪駅前東地区まちづくりビジョン」より）

地区まちづくりビジョンの登録

- まちづくり組織は、活動を行う区域に関するまちづくりの理念を作成し、「地区まちづくりビジョン」として登録することができます。
- 地区まちづくりビジョンを登録するまちづくり組織は、区へ申請書と必要書類を提出します。
- 地区まちづくりビジョンには次について定めます。
 - ①地区まちづくりビジョンの名称
 - ②地区まちづくりビジョンの対象地域
 - ③地区まちづくりビジョンの内容（地区の将来像、まちづくりの基本理念、目標など）

※「区域内の区民の過半数の合意」などの登録要件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。（P10 参照）



STEP4 まちのルールをつくる

「地区まちづくりビジョン」を登録したら、そのビジョンの実現に必要な取決めごとをつくります。地区内の土地所有者等の方々とともに、より具体的なまちづくりのルール（「地区まちづくりルール」）を決めていく段階です。

例えばこんな「地区まちづくりルール」があります

ルール 街並みの緑化に努める 対象者は道路に面する緑の保全育成に努めてください。

【ルールを守るために実施する具体策の申請】
建築を行う方は、各自が確実に管理できる範囲で、道路沿いの緑化計画をまちづくり組織に申請（「提案」）してください。

（「六本木三丁目東地区地区まちづくりルール」より）

地区まちづくりルールの認定

- 地区まちづくりビジョンを登録したまちづくり組織は、地区まちづくりルール（地区のまちづくりの取決めごと）を定め、区長の認定を受けることができます。
- 地区まちづくりルールの認定を受けようとするまちづくり組織は、区へ申請書と必要書類を提出します。
- 区は、「港区地区まちづくりルール認定審査会」の意見を得て認定します。

※「区域内の土地所有者等の過半数の合意」などの認定要件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。（P10 参照）

STEP5 まちづくりを実践する

「地区まちづくりルール」に基づいて、地域のみんなでまちづくりを具体的に実践していく段階です。区民、事業者、区が連携し、できることからまちづくりに取り組みましょう。



空地の整備



植栽管理



清掃活動



防犯パトロール

4 区からの支援

1 まちづくり相談

まちづくりを進める方法など、まちづくりに関する相談に応じます。

2 出前講座

区民の皆さんが開催する学習会等へ区の職員が出向き、区の出前やまちづくりの制度について説明します。

3 専門家の派遣（港区まちづくりコンサルタント派遣制度）

区に登録している都市計画、建築設計、不動産、税等の専門家を講演会や研究会等の講師、計画立案のアドバイザーとして派遣します。

4 広報・周知

まちづくり組織や地区まちづくりビジョン、地区まちづくりルールを公表します。また、まちづくりの活動についても地区情報誌やSNS等でPRします。

5 活動助成

説明会資料の印刷費や、基礎調査・素案作成業務の委託料などに対して、まちづくりの段階に応じた助成を実施します。

問い合わせ・相談窓口

まちづくりを行いたい・まちづくりの支援をしてほしいとき

上記の支援制度などについては、お住まいの地域の下記窓口にご相談ください。

各総合支所まちづくり課まちづくり係

芝地区	03-3578-3104
麻布地区	03-5114-8815
赤坂地区	03-5413-7038
高輪地区	03-5421-7664
芝浦港南地区	03-6400-0017

まちづくりに関する区の計画・まちづくりの仕組みについて知りたいとき

まちづくりに関する区の条例や計画、まちづくりの仕組みについて知りたいときは下記へお問い合わせください。

都市計画課街づくり計画担当
03-3578-2235、2244